

附属書七（第七章関係） 自然人の移動に関する特定の約束

第一編 インドの特定の約束

インドは、各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求める日本国の自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節 日本国の商用訪問者

1 この節の規定は、次のいずれかに該当する日本国の自然人であつて、次のいずれかに定める目的でインドを一時的に訪問し、かつ、インド国内から報酬を得ることのないもの（「商用訪問者」）について適用する。

(a) サービスを販売する者であつて、サービスの提供に関する契約について交渉し、及び当該契約を締結するために訪問するもの

(b) サービスを販売する者であつて、インドにおいて業務上の拠点を設けるための準備作業を行うために訪問するもの

(c) 投資家又は投資家の被用者（次節に定義する経営者、役員又は専門家であるもの）であつて、投資財産を設立するために訪問するもの

2 商用訪問者のインドへの入国は、商用訪問者が一般公衆に対する直接の販売に従事しないこと又は自らサービスを提供せず、若しくは投資（投資財産の設立を除く。）を行わないことを条件とする。

3 この節の規定に基づく査証は、商用訪問者が次のことを行うことを条件として与えられる。

(a) 入国及び一時的な滞在に適用される出入国に関する措置に従うこと。

(b) 国籍の証明を提示すること。

4 商用訪問者の入国及び一時的な滞在は、百八十日を超えない期間（この期間は、インドの裁量により、かつ、その法律に従い、更新することができる。）、許可される。

第二節 日本国の企業内転勤者

1 この節の規定は、日本国の自然人であつて、次に掲げる被用者の区分のいずれかに該当し、日本国の法人に雇用され、かつ、インドにおけるサービスの提供に関連し当該法人が所有し、又は支配する支店、代表事務所又は法人に一時的に転任するもの（「企業内転勤者」）について適用する。

(a) 経営者。「経営者」とは、長として支店若しくは一若しくは二以上の部門を管理し、又は他の監督者、専門家若しくは管理者である職員の活動を監督し、若しくは管理する者であつて、当該職員を任命し、又は解任する権限を有し、及び日々の業務について裁量的な権限を行使することができるものをいう。

(b) 役員。「役員」とは、支店を含む法人において上級の地位にあり、主として経営を管理し、及び幅広い意思決定の権限を有する者であつて、当該法人の役員会の構成員であるもの又は当該役員会若しくは当該法人の株主総会から管理を受けるものをいう。

(c) 専門家。「専門家」とは、組織の活動又は研究、設備、技術若しくは経営に関する高度の水準の資格及び知識を有する者をいい、公認された専門職能団体の構成員を含むことができる。

2 入国に関する査証の発給に係る基準を満たす企業内転勤者の入国及び一時的な滞在は、インドの出入国に関する規制に定めるその他の条件に従い、当初の期間として一年を超えない期間又は契約に基づく期間のいずれか短い期間、許可される。この滞在期間は、合計五年を超えない期間中、一年ごとに更新することができるとができる。

第三節 契約に基づく日本国のサービス提供者

1 この節の規定は、法人の被用者であつて、次のいずれかに該当するもの（「契約に基づくサービス提供者」）について適用する。

(a) 日本国に拠点を置く会社又は組合の被用者であつて、当該会社又は組合とインドに所在する顧客との間の契約に基づいてサービスを提供することを目的として一年を超えない短い期間又は当該契約に基づく期間のいずれか短い期間滞在するため、一時的にインドに渡航するもの

(b) 日本国に拠点を置く会社又は組合の被用者であつて、インドに滞在することが資格及び免許の要件を満たすための不可欠の条件である場合においてこれらの要件を満たすことを目的として一年を超えない短い期間滞在するため、一時的にインドに渡航するもの

2 1 (a)及び(b)の規定に基づく入国の許可は、次に掲げるいずれかの分野において取得されるものとし、かつ、附属書六のインドの特定の約束に係る表において当該分野又は関係する小分野について規定する追加的な条件に従うものとする。

(a) エンジニアリングのサービス

- (b) 総合エンジニアリングのサービス
- (c) 建築サービス
- (d) 都市計画及び景観設計サービス
- (e) 電子計算機サービス及び関連のサービス
- (f) 研究及び開発のサービス
- (g) 経営相談サービス（法律相談に関連する全てのサービスを除く。）
- (h) 経営相談に関連するサービス（法律相談に関連する全てのサービスを除く。）
- (i) ホテル及び飲食店のサービス
- (j) 旅行業サービス
- (k) 観光客の案内サービス

3 契約に基づくサービス提供者の2に掲げる区分に基づくインドへの入国は、契約が既に締結されている特定のサービスの分野においてのみ認められる。被用者は、提供するサービスに関連する適当な教育上及び職業上の資格を有しているべきである。

4 契約に基づくサービス提供者の入国及び一時的な滞在は、当初の期間として一年を超えない期間又は契約に基づく期間のいずれか短い期間、許可される。ただし、出入国に関する適用可能な全ての措置に従うことを条件とする。

5 この節の規定に基づく入国及び一時的な滞在は、必要な査証、当該査証に基づく入国及び一時的な滞中に附帯する条件並びに入国及び一時的な滞中に係る申請の裏付けとなる情報（例えば、契約の証明並びに提供するサービスに関連して必要な教育上及び職業上の資格（実務経験を含む。）を有することの証明を含む文書）に関する個別の要件が満たされることを条件とする。また、この節の規定に基づく入国及び一時的な滞在は、インドの出入国に関する規制に定めるその他の条件に従うものとする。

第四節 日本国の独立の自由職業家

1 この節の規定は、日本国の独立の自由職業家であって、次のいずれかに該当するものについて適用する。

(a) 自然人であって、インドに所在する顧客との間の契約に基づいてサービスを提供することを目的として十二箇月を超えない短い期間（この期間は、最大限三箇月間延長することができる。）又は当該契約

に基づく期間のいずれか短い期間滞在するため、一時的にインドに渡航するもの。この場合において、当該自然人は、当該サービスを提供するために必要な学位及び資格を有し、並びに必要な場合には専門職能団体への登録を行っているものとし、当該サービスの提供に係る報酬は、当該自然人に対してのみ支払われなければならない。

(b) 自然人であつて、インドに滞在することが資格及び免許の要件を満たすための不可欠の条件である場合においてこれらの要件を満たすことを目的として十二箇月を超えない短い期間滞在するため、一時的にインドに渡航するもの

2 1 (a)及び(b)の規定に基づく入国の許可は、次に掲げるいずれかの分野において取得されるものとし、かつ、附属書六のインドの特定の約束に係る表において当該分野又は関係する小分野について規定する追加的な条件に従うものとする。

- (a) 会計及び簿記のサービス
- (b) エンジニアリングのサービス
- (c) 総合エンジニアリングのサービス

- (d) 建築サービス
 - (e) 都市計画及び景観設計サービス
 - (f) 電子計算機サービス及び関連のサービス
 - (g) 研究及び開発のサービス
 - (h) 経営相談サービス（法律相談に関連する全てのサービスを除く。）
 - (i) 経営相談に関連するサービス（法律相談に関連する全てのサービスを除く。）
 - (j) ホテル及び飲食店のサービス
 - (k) 旅行業サービス
 - (1) 観光客の案内サービス
- 3 独立の自由職業家の2に掲げる区分に基づくインドへの入国は、契約が既に締結されている特定のサービスの分野においてのみ認められる。被用者は、提供するサービスに関連する適当な教育上及び職業上の資格を有しているべきである。
- 4 独立の自由職業家の入国及び一時的な滞在は、当初の期間として一年を超えない期間又は契約に基づく

期間のいずれか短い期間、許可される。ただし、出入国に関する適用可能な全ての措置に従うことを条件とする。

5 この節の規定に基づく入国及び一時的な滞在は、必要な査証、当該査証に基づく入国及び一時的な滞中に附帯する条件並びに入国及び一時的な滞中に係る申請の裏付けとなる情報（例えば、契約の証明並びに提供するサービスに関連して必要な教育上及び職業上の資格（実務経験を含む。）を有することの証明を含む文書）に関する個別の要件が満たされることを条件とする。また、この節の規定に基づく入国及び一時的な滞在は、インドの出入国に関する規制に定めるその他の条件に従うものとする。

第二編 日本国の特定の約束

A 第七十六条の規定に基づく特定の約束

日本国は、各節に規定する条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるインドの自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

注釈 この編の規定並びにこの編の付表一及び付表二の適用上、「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をい

う。

第一節 インドの商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するインドの自然人については、九十日を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第二節 インドの企業内転勤者

1 次の(a)から(c)までの要件を満たすインドの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国内においてサービスを提供する公私の機関又は日本国内において投資を行う公私の機関によって雇用されている者であること。

(b) 当該公私の機関の日本国における支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される公私の機関に転任する者であること。

(c) 日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとする者であること。

(i) 長として、そのような支店又は代表事務所を管理する活動

(ii) 役員又は監査役として、日本国において設立され、又は組織されるそのような公私の機関を管理する活動

(iii) 日本国において設立され、又は組織されるそのような公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動

(iv) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）で定められている「技術」の在留資格に
おいて認められるもの

(v) 法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又

は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法で定められている「人文知識・国際業務」の在留資格において認められるもの

注釈 この附属書の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2 1 (c) (iv) 及び (v) に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1 に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによつて得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

第三節 インドの投資家

日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするインドの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 日本国における事業に投資してその経営を行う活動

- (b) 日本国の者以外の者であつて日本国における事業に投資しているものに代わつてその経営を行う活動
- (c) 日本国における事業であつて日本国の者以外の者が投資しているものの管理

第四節 資格を有するインドの自由職業家

日本国の法令により法律、会計又は税務のサービス提供者としての資格を有するインドの自然人であつて、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事しようとするものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) 日本国の法令により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス
- (b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス。ただし、当該サービス提供者については、日本国の法令により「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。
- (c) 日本国の法令により「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス
- (d) 日本国の法令により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス
- (e) 日本国の法令により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士が提供する法律サービス

ス

(f) 日本国の法令により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス

(g) 日本国の法令により「海事代理士」としての資格を有する海事代理士が提供する法律サービス

(h) 日本国の法令により「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス

(i) 日本国の法令により「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

(j) 日本国の法令により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律サービス

第五節 インドの独立の自由職業家

1 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの業務活動であってサービスの提供に係るものに従事するインドの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、出入

国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b) 法学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は

日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

(c) インド料理に関する専門的な技能を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技能」の在留資格に基づくもの

2 1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによつて得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

注釈 1(a)に定める活動には、この編の付表一に掲げるサービスに関連する活動を含む。また、1(b)に定める活動には、この編の付表二に掲げるサービスに関連する活動を含む。1(a)及び(b)の規定に関連する入国及び一時的な滞在に係る申請は、これらの規定に従つて審査される。

第六節 契約に基づくインドのサービス提供者

1 インドにある公私の機関であつて日本国に業務上の拠点がないもの（以下この節において「インドの機関」という。）の被用者であつて、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの業務活動であつてサービスの提供に係るものに従事するインドの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a) 物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づくもの

(b) 法学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づくもの

(c) インド料理に関する専門的な技能を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「技能」の在留資格に基づくもの

2 1に規定する入国及び一時的な滞在の許可は、次の(a)及び(b)の要件が満たされることを条件とする。

(a) 日本国にある公私の機関（以下この節において「日本国の機関」という。）とインドの機関との間で

サービスに関する契約が締結されていること。

(b) (a)に規定するサービスに関する契約の規定により、1に規定する自然人と日本国の機関との間で労働契約が締結されていることが確認されること。

3 1に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する自然人が、原則として、大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

注釈1 1(a)に定める活動には、この編の付表一に掲げるサービスに関連する活動を含む。また、1(b)に定める活動には、この編の付表二に掲げるサービスに関連する活動を含む。1(a)及び(b)の規定に関連する入国及び一時的な滞在に係る申請は、これらの規定に従って審査される。

注釈2 人員をあっせんし、及び提供するサービス（C P C 八七二）に係るサービスに関する契約は、2(a)に規定するサービスに関する契約から除外する。

注釈3 2(b)に規定する労働契約は、日本国の関係法令に適合するものでなければならない。

第七節 インドの指導員

インドの自然人であつて、日本国における一時的な滞在の間に、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「教育」の在留資格に基づく次のいずれかの活動に従事するものについては、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

- (a) インドのヨガを指導する活動
- (b) インド料理を指導する活動
- (c) インドの古典的な音楽及び舞踊を指導する活動
- (d) 英語を指導する活動

B 第八十二条の規定に基づく追加的な交渉に係る事項

日本国は、第十四条の規定に従つて設置されることとなる小委員会において、この協定の効力発生の後、可能な場合には一年以内に、遅くとも二年以内に結論に達することを目的として、インドの看護師及び介護福祉士の日本国による受入れについてインドと交渉を開始する。

付表一

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
八七九〇九**	八七九〇七	八七一九	八七一二	八七一	八六六〇	八六五〇	八六四〇	八六二二	八六二一	八五三〇	八五二〇	七四七二	七四七一
貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス	専門デザイン・サービス	その他の広告サービス	広告の計画、制作及び掲載のサービス	広告を掲載する場所又は広告する時間の販売又は賃貸のサービス	経営相談に関連するサービス	経営相談サービス	市場調査及び世論調査のサービス	税に係る申告を除く簿記のサービス	会計及び監査のサービス	学際的な研究及び試験的な開発のサービス	社会科学及び人文科学の研究及び試験的な開発のサービス	観光客の案内サービス	旅行業サービス

注釈 「**」は、下欄で特定されたサービスが対応するCPCに属する活動全体の一部であることを表す。